

羽幌中学校ホームページ作成・公開ガイドライン

令和6年5月 作成
羽幌町立羽幌中学校
羽幌町教育委員会

1 ホームページ公開の目的

本校の教育方針や教育活動についての情報を公表することにより、保護者並びに地域の学校教育活動への理解を得るとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいた学校づくりの一環とする。

2 ホームページ作成及び管理者

- (1) ホームページの管理責任者及び作成者は校長とする。ただし、校長から任を受けた所属職員がホームページ作成担当者とすることもあり得る（以下【担当者】）。
- (2) 校長または担当者は、本ガイドラインをもとにホームページを作成する。担当者は、管理責任者の許諾を得てデータの更新及び公開を行う。
- (3) ホームページの内容で問題等が生じた際には、速やかに適切な対応（削除、訂正）を行う。

3 掲載内容に関するガイドライン

(1) 掲載する（できる）内容

- ◇学校基本情報（所在地、電話番号、生徒数等）◇学校経営方針 ◇校長挨拶 ◇日常の教育活動
- ◇学校だより ◇給食献立表 ◇校則 ◇いじめ防止基本方針 ◇PTA・CS情報
- ◇その他、教育効果が高まる、または家庭・地域に必要な情報であると校長が判断したもの

(2) 掲載しない（できない）内容

- 生徒個人を特定する情報（顔が判別できる写真や氏名など）
- 生徒及び保護者、教職員や関係者の住所、電話番号等の個人情報
- 生徒の個別の指導状況、家庭環境、学習成績、賞罰、病歴など
- 著作権を侵すもの
- 政治的、宗教的活動に関するもの
- 特定業者等の広告や宣伝などの営利を目的とするもの
- その他、学校教育活動に関係するもの以外

4 ホームページの作成・公開・監査の分掌

- (1) 作成・公開は、原則として管理責任者である校長が行うものとする。
- (2) 教頭及び教職員は定期的に内容を監査し、問題等があれば全体で確認しながら改善に当たる。
- (3) 羽幌町教育委員会は、定期的に内容を監査し、問題等があれば学校に対して指導を行う。学校は、速やかに適切な対応をとることとする。

※ ホームページに限らず、学校からの個人情報等の取り扱いについては、別紙「学校からの個人情報の公開や他機関への提供について」に準ずることとする。

※ 本ガイドラインは令和6年5月13日より施行する。なお、監査により、または必要に応じて職員会議等で確認し、管理責任者によって追加・削除等をする。